

体育施設開放に係る使用許可申請について（お知らせ）

令和4年10月以降に本校体育館使用を希望される団体責任者の方は、別添「鳥取県立学校体育施設開放要綱」を御確認の上、下記のとおり申請をしてください。

記

1 許可期間及び曜日等

- (1) 期間 令和4年10月1日（土）から 令和5年3月31日（金）まで半年間
- (2) 曜日 日・月・火・水・木・金・土曜日
- (3) 時間 午後8時から午後10時までの時間内
- (4) 場所 第2体育館

2 受付期間及び場所

- (1) 期間 令和4年9月1日（木）から 令和4年9月14日（水）まで
※受付時間：午前9時から午後4時30分まで
- (2) 場所 米子高等学校事務室窓口

3 提出書類

- (1) 鳥取県立学校体育施設使用団体届出書
- (2) 教育財産使用許可及び使用料減免申請書

4 決定方法

- (1) 受付時にくじを引いていただきます。
- (2) 受付期間に申請した団体で、引いたくじの小さい番号順に曜日を決定していきます。
- (3) 希望する曜日が重なった場合は、第2希望、第3希望になります。

5 結果

令和4年9月15日（木）以降、文書で通知します。

6 その他

- (1) フットサル等ボールを蹴る種目については適用除外とします。
- (2) 受付期間後であっても使用団体がない曜日については申請できますので、学校にお問い合わせください。
- (3) 学校行事や新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、使用できない場合もありますので、御承知ください。
- (4) 本申請による使用許可は、10月1日からの使用再開を確約するものではありませんので、御注意ください。（現在、鳥取県版新型コロナ警報の「特別警報」が発令されているため、使用中止しています。）

【担当】 事務室 宮永
電話 0859-26-1311